

大阪地方最低賃金審議会

第315回総会

議事録

平成27年度

大阪地方最低賃金審議会総会

第315回本審議会議事録

1 日 時

平成27年8月21日（金）午前8時45分～同9時15分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第1共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

高瀬委員、富田委員、服部委員、水島委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、櫛田委員、楠本委員、中井（寛）委員

（使用者代表委員）

近藤委員、中井（正）委員、中野委員、西田委員、吉田委員

（事務局）

中沖局長、高井労働基準部長、谷本賃金課長、古田主任賃金指導官、船間賃金指導官、
星島賃金指導官、飯田最低賃金第1係長、石田家内労働係長、福谷賃金主任

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

（2）特定（産業別）最低賃金専門部会報告について

（3）特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止について

(開会 8時45分)

古田主任

定刻になりましたので、ただいまより大阪地方最低賃金審議会第315回総会を開催させていただきます。

傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、公益を代表する長尾委員、それから深井委員、使用者を代表いたします古谷委員がご欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして審議会は有効に成立していることにつきましてご報告を申し上げます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

富田会長

それでは、議事1の大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出についてに入ります。

事務局から説明してください。

谷本課長

それでは、異議申出の内容につきましてご説明いたします。

本年8月5日、大阪地方最低賃金審議会から出されました平成27年度大阪府最低賃金の答申に対する異議申出は、関係使用者からアサカ・パーソナル・リレーションズをはじめ一般社団法人大阪タクシー協会から、一方、関係労働団体からは全大阪労働組合総連合ほか243団体から、大阪地方最低賃金審議会会長宛て異議申出が出されております。以上の申出につきましては、本日の資料として添付させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

それでは、少々お時間をいただきますので、座ってご説明をさせていただきます。

まず、8月13日付けで受理しましたアサカ・パーソナル・リレーションズ株式会社から出された異議申出です。大きく3点ございます。

1点目です。本年8月5日に承認された大阪府最低賃金、時間額858円への20円の引き上げは、清掃請負会社の経営を根本から否定するものであり、従業員の賃金を20円引き上げることは到底できないということから、引き上げ額の再検討をお願いするということ。

ただ、引き上げ額の再検討が困難であるならば、ということで、2点目としまして、消費税改定時や施設増築時には公共施設の年間契約書の内容が変更されるのと同様、地域最低賃金が改定されたときも契約内容の変更が行われるよう、行政施設・官公庁施設責任者への指導を強力に行われたということ。

それから、3点目でございます。清掃請負業者においては多くの高年齢者を雇用しているといった実態を考慮され、65歳以上の年金受給者と65歳未満の労働者との、2段階で地域最低賃金を設けられたいといった内容が出されております。

次に、8月20日付けで受理しました一般社団法人大阪タクシー協会から出された異議申出について、その要旨についてご紹介します。

このたびの大阪府最低賃金額は、平成19年度から9年連続の大幅改定であり、これは、最低賃金法第9条で規定する「事業の賃金支払い能力」を全く無視したもので、まことに遺憾と言わざるを得

ない。今回の引き上げ幅は、政府の成長戦略に配慮したものとなっているが、中小企業の実態を全く顧みないものである。賃金の引き上げは、生産性が向上し事業の賃金支払い能力に余力が生じて初めて可能となるものである。

タクシー運転者の高齢化が進む中、年金受給者も多く在籍し、最低賃金には年金受給額も一定考慮されるべきである。

現在、大阪のタクシー業界においては、改正タクシー適正化・活性化特別措置法により、さらなる労働条件改善に努力しているところ、今回のような大幅な最低賃金の引き上げは、法の目的にある労働条件改善の取組みにおけるこれまでの成果が水泡に帰することにつながりかねないと危惧している。このたび答申された大幅な最低賃金の引き上げ額については再考されたいということでした。

関係使用者から出された異議申出は以上でございます。

次に、関係労働団体から出された異議申出をご紹介します。

異議の申出は、本年8月14日に交野市職員労働組合及び関係労働組合から、8月19日には全大阪労働組合総連合をはじめ、生協労連大阪府連合会など関係組合から、多くの異議の申出がなされております。時間の関係上、全てをご紹介しますが、主要事項についてご紹介させていただきます。

主な異議内容としまして3点をご紹介します。

1点目です。最低賃金額は月額・日額表示を行うこととし、今後大阪府最低賃金は、月額20万円、日額1万1,200円、時間額1,400円に引き上げること。

2点目でございます。全国一律最低賃金制度を確立し、当面の最賃額としては、時間額1,000円、日額7,500円、月額16万円とすること。

3点目です。審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議を行うことといった内容です。

また、以上の異議申出に至った背景、主な理由としましては、第1点としまして、消費者物価の上昇により実質賃金は下がる一方で、低賃金で働く労働者の実質可処分所得の水準を維持するためには最低賃金の大幅引き上げが必要であるということ。

第2点目としまして、このたび答申のあった時間額858円では、月150時間（年間1,800時間相当）働いてもワーキングプアの水準とされる年収200万円に及ばない金額であり、最低賃金法の目的である労働者の生活安定、労働者の質的向上、事業の公正競争の確保、国民経済の健全な発展につなげるためには大幅引き上げが必要であるということ。

第3点目としましては、2010年の雇用戦略対話では、全国最低800円の確保、全国平均1,000円を目指すといった内容の政労使合意が行われており、この合意が2020年までの目標として設定されていることから、その履行確保が計画的に行われるべきであり、雇用戦略対話合意に基づき、早急に時間給1,000円に引き上げるべきであるといったことが述べられております。

また、今申し上げた申出内容のほかに、同関係労組に加入する郵政、運輸交通、教職員、医療、介護福祉、保育等といった職場から、正社員との大きな賃金格差、人手不足の中での恒常的な長時間労働、そのほか子育て世代を中心とする女性パート労働者を初め非正規労働者、若年層を中心とした労働者などからは、低賃金の中から生活費、教育費、親の介護費を捻出するためにはダブルワーク、トリプルワークで働かざるを得ないといった現状や問題点について詳細に報告がなされ、早急に当面は時間給1,000円以上に引き上げるべきとの意見が申し述べられていることについても、あわせてご報告申し上げます。

異議申出のご紹介は以上とさせていただきます。

それでは、ただいまからこれらの異議申出の取り扱いについて諮問を行っていただきます。
それでは、会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交する。)

(事務局は、諮問文(写)を各委員に配付する。)

船岡指導官

では、お配りしました諮問文を読み上げいたします。

大労発基0821第1号

平成27年8月21日

大阪地方最低賃金審議会 会長 富田安信殿

大阪労働局長 中沖剛

大阪府最低賃金の改正決定に関する大阪地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について
諮問

本年8月5日付けで答申のあった大阪府最低賃金の改正決定に関する意見について、最低賃金法第12条による異議の申出があったので、同条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

富田会長

ただいま異議申出の取り扱いについての諮問を受けましたので、審議に入ります。

本件をどのように取り扱うべきかのご意見を伺いたいと思います。

まず、労働者を代表する委員、いかがですか。

井尻委員

労働側の方から意見を申し上げたいと思いますが、配付されております労働側からの異議申出内容ということにつきましては私も一定の理解をするところであります。しかしながら、これまで専門部会で真摯に審議、交渉を重ねてきた結果が今年度引き出された水準だと思っておりますし、私たちが申し上げてきた誰もが生活できる水準、すなわち連合リビングウェイジの990円というような絶対額の水準には届かなかったということについては残念だと思っておりますけれども、現行方式になって、また20円という重い数字が引き出せたということについては、一定の評価をしております。

その中でも、特に女性の労働者の部分を意識して全体の底上げを図ることができたことと、中小企業支援施策の強化についても公労使で共有認識がもてたと思っておりますので、主張としては一定の理解をするものの、真摯に議論を重ねてきたという観点からすれば、申出に関しては棄却願いたいと考えております。

富田会長

次に、使用者を代表する委員、いかがですか。

中井(正)委員

私どもも、専門部会におきまして慎重に検討した結果、答申という形になったと理解しておりますので、申出の、業界におきましてさまざまな実情をお抱えだということは承知しておりますけれども、異議の申出に関しましては棄却という形で取り扱っていただければと思っております。

なお、総会でも申し上げましたとおり、中小企業の支援策というのは取り組んでいく、それから公的機関等からの事業受託者の方へのご配慮というところはずっとやっていただくということを申し述べたいと思います。

以上です。

富田会長

次に、公益を代表する委員、いかがですか。

服部委員

それでは、少し全体を踏まえながら、なおかつ審議内容についても公益の立場から申し上げたいと存じます。

労働側からは、さまざまな形で生活費、教育費、親の介護費などダブルワーク、トリプルワークで働かないと生活できないといった問題並びに公務、民間を問わず非正規労働者に依存し、同様の責任も負わされる業務が増大する中で、思い切った引き上げが必要とのご意見が出されておりました。また、正社員と同じ仕事を数年しても最低賃金と100円も変わらないというご指摘、さらに、障害者、高齢者など福祉の現場での非正規雇用が劣悪な条件で、人材確保が困難といった職場からの声等の異議申立がなされたと先ほどご紹介がございました。なので、使用者側からそれぞれの業界が抱える問題について具体的に、先ほど中井委員からもお話がございました最低賃金引き上げは経営の根幹にかかわるが、それに対応する審議をしたということをちょっと今からご披露したいと思えます。

とりわけ使用者側から引き上げ額について再考を求める申し出がなされたというおまとめがございましたが、公益の立場から、本年度の審議の中では、まとめて申し上げますと、関係労使からいただいた今のようなご意見、ご要請を念頭に置いて大変に丁寧な審議がなされたと公益として理解しております。とりわけ、最初のほうの総会で意見聴取という形で女性労働者の方、また、もちろん使用者側からのご意見も承ったことが、はっきり申し上げまして専門部会の審議では大変丁寧に反映なされた審議がなされたと思うんです。それはまた、傍聴の方あるいは並びに諸会の方も、公表される資料で十分お酌み取りいただけることかと存じております。

とりわけ今、労側委員、また使用者側委員からそれぞれご披露ございました女性労働の賃金水準につきましては、労働局が長年お調べいただいております調査の資料に基づきまして労使とも大変丁寧な審議を重ねております。それは、意見聴取の内容も重く念頭に置いた上で審議内容に反映され、それが、先ほどの労側さんの委員からもございましたが、1円プラスという重い結果になっております。そのあたりのところは諸団体からご意見、ご要請があるとは思いますが、これまでの審議経過並びに労働局が行っております調査内容につきまして改めて精査いただきまして、それが今回の審議内容に反映されていることをお認めいただければと思う次第です。

さらに今回は、答申の文言の中に、従来にないこととございますが、1点は女性労働者及び非正規雇用者に配慮した審議を行った旨を記しております。さらに、使用者側からのご意見を踏まえましてさまざまな、とりわけ公的な発注に関して最低賃金に対応した配慮が行われるようにということのき

ちんとしたご発言がございましたので、さらにそれに加えて、中小企業支援についても今後、地域としてきちっとやっていくことについての要望を答申内容に盛りこむことができいております。その意味で、大変に充実したと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、丁寧な審議が労側さん並びに使用者委員の方々においてなされまして、誠意ある審議内容の結果が今回の賃金水準の決定に反映されていると考えております。

したがいまして、ご提出のありました異議申出の内容も当初から含めて審議してまいりましたということをご改めまして申し上げながら、本年8月5日付けの答申どおりに決定することが適当であるというふうに考えております。

ありがとうございました。

富田会長

ただいま服部会長代理から、本年8月5日付け答申どおり決定することが適当である旨の答申ではないかとの意見が出されましたが、ほかにご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

富田会長

特にご異議がないようですので、当審議会といたしましては先日の答申どおりという意見で取りまとめたいと思います。

それでは、事務局は答申文案を準備してください。

谷本課長

それでは、答申文案をこれから配付させていただきます。

(事務局は、答申文(案)を各委員に配付する。)

富田会長

それでは、答申の文案を事務局で読み上げてください。

船間指導官

答申文案を読み上げます。

平成27年8月21日

大阪労働局長 中沖剛殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 富田安信

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

当審議会は、本年8月21日付けをもって貴職から諮問のあった同年8月5日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

本年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

富田会長

ただいまの内容でご異議ございませんか。よろしいですか。

(異 議 な し)

富田会長

それでは、局長に答申を行います。

(会長から答申文を局長に手交する。)

富田会長

次に、議事2の特定(産業別)最低賃金専門部会報告についてに入ります。

大阪府自動車小売業最低賃金専門部会の審議結果について、事務局から説明してください。

谷本課長

それでは、本日の資料3としてお付けしております大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)をごらんください。

まずは、自動車小売業専門部会報告書の読み上げをさせていただきます。

平成27年8月17日

大阪地方最低賃金審議会 会長 富田安信殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車小売業最低賃金専門部会 部会長 服部良子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当専門部会は、平成27年7月9日開催の大阪地方最低賃金審議会(第312回)総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、大阪府自動車小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて、答申したことを報告する。

以上でございます。

それと、あわせて、この答申の経緯についてご説明をさせていただきたいと思います。少々お時間をいただきたいと思います。

8月17日に、大阪府自動車小売業の特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、同専門部会の中で審議が行われております。通常でありますと、特定最低賃金に係る改正決定の必要性の審議は特別小委員会の中で審議が行われますが、大阪府自動車小売業の最低賃金額は現行時間額850円であるところ、このたび大阪府最低賃金が時間額858円で答申されたことによりまして、大阪府自動車小売業の特定最賃額が大阪府の地域最賃額を下回る結果となっております。

ご承知のとおり、最低賃金法第16条では、特定最低賃金は地域最低賃金額を上回るものでなけれ

ばならないと規定されております。そのため、このたびの改正決定の必要性の審議では、答申のあった大阪府最低賃金額の858円を上回る金額をもって大阪府自動車小売業の特定最賃を新たに改正決定することができるのかできないのか、つまり、現行850円に19円以上の金額を上乗せすることができるのかどうかといったことを念頭に審議していただくことが最大の焦点となったところでございます。

このように、今後の金額審議にも直接かかわってくる重要な判断が求められたため、従来の特別小委員会ではなく、自動車小売業界に精通した委員で構成される大阪府自動車小売業最低賃金専門部会を立ち上げ、その中で改正決定の必要性に関する審議を行っていただくこととなりました。

今回の改正決定の必要性の有無に関する審議では、今申し上げました焦点を踏まえ、地域経済、業界の動向、今春の賃上げ状況などを総合的に慎重に審議した結果、同日、全会一致をもちまして、大阪府自動車小売業に係る特定最低賃金については改正決定の必要性ありといった結論が出されました。ここで最低賃金審議会令第6条第5項を適用することで、当専門部会での決議を本審議会の決議とさせていただきます。

このような経緯により、8月17日付けで大阪府自動車小売業最低賃金専門部会会長から大阪労働局長宛て、大阪府自動車小売業に係る改正決定の必要性に関する答申がなされたことについて、本日、この審議会総会の場においてご報告する運びとなったものでございます。

以上でございます。

富田会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から専門部会報告の説明がありましたが、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

富田会長

では、専門部会の議決をもって、自動車小売業最低賃金は改正決定の必要性ありとして当審議会の答申が既に行われていることを報告いたします。

次に、議事3の最低賃金専門部会の廃止についてに入ります。

事務局から説明してください。

船谷間指導官

ただいま最低賃金専門部会は7業種について設置されております。審議が進んでおります。その専門部会は、審議が全て終わりましたときに廃止するというを総会の場で議決していただきますと、審議が終わったときをもって廃止ということが出来ます。本審議会において、そのことを議決していただければと思います。

富田会長

ありがとうございました。

ただいまの説明のとおり、各専門部会は審議が全て終了したときをもって廃止するというところでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

富田会長

ありがとうございます。

それでは、審議が全て終了したときをもって廃止するいたします。

そのほか、事務局から何かありますでしょうか。

古田主任

それでは、今審議をいただきました地方最低賃金でございますけれども、今後、官報公示の手続を経まして10月1日に発効の予定となっております。ご報告申し上げます。

富田会長

ありがとうございました。

最後になりますが、労働者を代表する委員、何かございますか。

(な し)

富田会長

使用者を代表する委員、何かございますか。

(な し)

富田会長

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

なお、議事録の署名については、私のほか、労働者を代表する委員は井尻委員、使用者を代表する委員は中井委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして閉会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会 9時15分)